

質問書に対する回答一覧

1	石島 秀起議員	p	1	～	12
2	吉住 はるお議員	p	13	～	24
3	鈴木 章浩議員	p	25	～	36
4	三宅 しげき議員	p	37	～	48
5	小宮 あんり議員	p	49	～	60
6	早坂 義弘議員	p	61	～	70
7	河野 ゆうき議員	p	71	～	82
8	柴崎 幹男議員	p	83	～	92
9	ほっち 易隆議員	p	93	～	106
10	宇田川 聡史議員	p	107	～	118
11	伊藤しょうこう議員	p	119	～	132
12	星 大輔議員	p	133	～	142
13	田村 利光議員	p	143	～	154
14	こいそ 明議員	p	155	～	166
15	本橋 たくみ議員	p	167	～	178
16	三宅 正彦議員	p	179	～	190

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 石島 秀起

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

- ・政治活動を目的として使用するための資金と認識していました。
- ・政党支部の口座及び現金で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

- ・自らの責任でパーティー券を販売したことは初めての経験であり、その取扱いについての知識不足から政治資金として届出の必要がある認識がありませんでした。
- ・支出はありませんので、収支は一致しています。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

51 枚を超えて販売した分については、自己の活動資金として活用してよいと説明を受けました。

説明者については、会派三役または事務局など、明確な記憶はありません。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 石島 秀起

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 0 円	2022年5月10日のパーティー 300,000 円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	該当しません。
2022年の件	政治資金収支報告書の修正を行いました。
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	該当しません。
2022年の件	政党支部の口座（自由民主党東京都中央区第十二支部）及び現金で保管していました。
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ ☒ 無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
東京地検への刑事告発を新聞報道で知った時に認識しました。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたが、認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
初めての券売であり、慣例に付いてはわかりません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治資金としての取扱いであり、個人としての収入という認識はありません。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金に対する知識不足から今回の不記載という結果を招いてしまいました。今後、政治への信頼回復に努めるとともに、政治資金規正法を遵守していきます。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
会派・個人、いずれの立場からも政治資金規制法を遵守します。
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
不足していました。政治資金の取扱いに関する事項は、個人に任されていました。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
公職者の倫理規範の明確化、情報公開と透明性の確保、違反者への適切な罰則などが必要であると考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 石島 秀起

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1

都議会議員ではありませんでしたので、承知していません。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2

都議会議員ではありませんでしたので、承知していません。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3

2019 年 都議会議員ではありませんでしたので、販売していません。
2022 年 65 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4

個人 3 枚 企業 29 枚 団体 33 枚

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5

51 枚を超えて販売した分については、自己の活動資金として活用してよいと説明を受けました。
説明者については、会派三役または事務局など、明確な記憶はありません。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6

そのように認識しています。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7

超過分の管理者は自身であり、政党支部銀行口座及び現金にて、自宅で保管していました。

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8

使わずに保管していました。

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10

都議会自由民主党からの寄附金として、「政治団体からの寄附」として修正しました。

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11

はい、その通りです。

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12

都議会議員ではありませんでしたので、不記載はありません。

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13

都議会議員ではありませんでしたので、販売したことはありません。

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 石島 秀起

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

現時点では、そのような事実はないと認識していますが、念のため確認中です。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

前記①の質問に関連して、現在確認中です。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

保管しています。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

購入者から自身が現金または振込で受領しました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

全てのお金の流れを口座で管理し、第三者の監査を受けて収支報告書を提出する。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治資金として活用するものと認識していました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

政治資金に対する知識不足から生じた不記載であり、裏金という認識は全くありませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

都議会議員ではありませんでした。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

質問の意味がよく理解できません。

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

政治資金収支報告書に修正した通りです

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

自身が銀行口座及び現金で、自宅で管理していました。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

あります。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

都議会議員ではありませんでした。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答

使用せず保管していました。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政治活動に関連するものであり、個人所得には該当しないと認識しています。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政治資金として政党支部に保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

全てのお金の流れを口座で管理し、第三者の監査を受けて収支報告書を提出する。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 吉住はるお

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：ノルマを超えて売った代金については、事務所の金庫に保管したままとなっていた。会派から超過分の用途について何か指示があったかは記憶が定かではないが、当然政治活動に充てるものと推測していたものの、明確な考えには至らない状態だった。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：ノルマ超過分については金庫で保管したままとなっており、当該年度分の政治資金収支報告書作成の際、載せるべきか否かということまで認識が及んでいなかった。使用していないため、収支の帳尻を合わせなければならないような事態は発生していない。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③: ノルマ超過分の代金の取扱いについて指示があったかは記憶が定かではない。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 吉住はるお

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 円	2022年5月10日のパーティー 46万円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	
2022年の件	収支報告書を訂正するとともに、会派へ納入(令和7年)。
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	
2022年の件	事務所金庫にて管理。
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ☐ 無 ☒	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
ノルマ超過分の代金の取り扱いについて指示があったか記憶が定かではない。	
7. 「1」の取扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたが？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
当初そのような慣例があるとの認識はなかった。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
支出には充てていない。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
認識が甘かったと反省している。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

これまでの認識を改め、法に則った収支報告書の作成を徹底する。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

基本的に政治家個々人の認識や判断が問われる問題だと考えている。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

政治とカネの問題だけでなく、政治活動全体の倫理規程に関わる問題を審査すべきであり、公平性が担保されるべきと考える。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 吉住はるお

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 当選前のため関与せず。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていましたか。

A2 同上

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2022 年 73 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 ノルマ超過分の代金の取り扱いについて指示があったかは記憶が定かではない。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 追加分については扱っていないので不明。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 鍵付き事務所机引き出し内の金庫で管理。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8 使用せず。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0 2022 年分の収入を訂正し、その後は繰越額を訂正。

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1 全て。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2 当選前のため関与せず。

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3 当選前のため関与せず。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 吉住はるお

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 その他のパーティーについても、念のため精査しているところ。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 はい。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 お金に色はないので、購入者から不記載分として受け取ったわけではない。販売額のうちノルマ分のみ都議会自民党へ納入した。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 今回のような政治団体のパーティーであれば、ノルマ以外の販売額も全額納入すればよい。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治活動としての費用に充てるものと推測していたが、明確な認識はなかった。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 政治資金収支報告書に記載すべきか否かということまで認識が及んでおらず、そのままの状態となっていた。それが政治資金規正法に抵触しているというところまでは認識が及んでいなかった。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 2021 年初当選のため、それ以前は関与せず。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 不記載分を使っていないので、使い途はない。

問⑩ スtockしてただけで使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 発表以上の金額はない。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 事務所金庫で管理。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 使っていないため帳簿はない。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 1度しか関わらず、使ってもいないので、ノルマ超過分で把握。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した2019年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 当選前の2021年以前は関与せず。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えてくださいませんか？

回答

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 パーティー券を販売するにあたり、私から購入者に対しては法に規定される政治資金パーティーであることを明示しており、お渡ししている領収証も「都議会自民党」名のものであるため、双方ともに「政治資金」という認識を持っているものと考ええる。よって所得であるとの認識はない。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使っておらず、1/23 の記者会見後会派へ納入。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 今回のような政治団体のパーティーであれば、ノルマ以外の販売額も全額納入すればよい。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 鈴木 章浩

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50 枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由を使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治資金としての認識であり、個人的に自由に使用してよいとの認識はありませんでした。

政党支部口座で、事務所で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：政治資金として自己管理すればよいと考えていたためです。

また収支は合わないまま、その額を計上しておりませんでした。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：幹事長として特別な説明はしていません。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 鈴木 章浩

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 1,320,000 円	2022年5月10日のパーティー 0 円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	都議会自民党からの寄附の金額の修正をした。 また本年1月28日に同額を都議会自民党への寄附として返金した。
2022年の件	_____
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	「自由民主党東京都大田区第二十一支部」名義の口座
2022年の件	_____
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有。 ☒ 無 ☐	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
東京地検への刑事告発を受け、改めて整理して事務所で判明した。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたが、認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
全く分かりません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治団体の支出には充てておりません。 政党支部に帰属する資金の為、個人的収入とはならないという認識でした。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
収支報告書の適正さへの認識が甘かったことを深く反省しております。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
今後は政治資金規正法の法令順守を徹底してまいります。
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
不足していました。 政治資金の取り扱いについて、認識を深めるべきだったと思います。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
政治倫理基準に違反する疑いがあると議会運営委員会で決定した場合において、第三者で構成する審査会を設け、違反が確認された場合、制裁措置を講じることができるよう、公正な運用を可能にする条例であるべきと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 鈴木 章浩

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 はい、そのように思います。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2 はい。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2019 年 132 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 全て企業と団体です。

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 特別な説明はありませんが、先輩方からそのように聞いていました。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 はい。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 「自由民主党東京都大田区第二十一支部」の口座で事務所で管理していました。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8 使わずに保管していました。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0 都議会自民党からの寄附の金額を訂正しました。

本年 1 月 28 日に同額を都議会自民党への寄附として返金しました。

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1 はい。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2 記録が残っておらず不明です。

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3 はい。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4 記録が残っておらず分かりませんが、ないと思います。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 鈴木 章浩

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 ありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 都議会自民党の慣例に準じてしまったため。
違いがあります。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 あります。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 購入者からの振込で受け取りました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 全て口座で管理し、専門家のチェックも受けて収支報告書を提出する。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治資金として保管し、使用するものと認識しておりました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識しておりませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 記録が無いため分かりません。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 政党支部に帰属する資金であり、それら団体の目的に沿って使用されるものと考えております。

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 現時点でストックはありません。すべて修正した通りです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 「自由民主党東京都大田区第二十一支部」の口座で事務所で管理していました。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 全て口座で管理していました。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 口座の状況と都議会自民党の記録から確認しました。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」はないという認識です。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 使わずに保管していました。

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 全て政党支部に帰属する資金であり、個人所得には当たらないと考えます。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使わずに政党支部で保管していました。

問⑮ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 全て口座で管理し、専門家のチェックを受けて収支報告書を提出する。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 三宅茂樹

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（５０枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治資金としての使用と認識をしており、支部の口座で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：事務所において政治資金として管理すればよいと考えていたからです。
支出はしておりません。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：執行部から特段の説明はなく、過去からそのような扱いをしていました。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 三宅茂樹

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 129万円	2022年5月10日のパーティー 122万円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	公報要旨を修正
2022年の件	収支報告書を修正
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	個人で保管 自由民主党東京都世田谷区第3支部
2022年の件	個人で保管 自由民主党東京都世田谷区第3支部
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ 無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
地検の告発を受け、整理した結果判明した。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ 無	認識はありませんでした。
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
定かではありません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治資金収入として取り扱い、個人的収入ではありません。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金規正法を遵守すべきと考えます。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

政治資金規正法の理解と遵守、第3者機関のチェックを徹底する対策が必要と考えます。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

十分ではなかったと感じる。今後は勉強会を開くなど、認識を深めることが重要と考えます。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

都議会、会派、議員個人の意識改革に繋がるものであるべきと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 三宅茂樹

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1

そのような気がします。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2

はい。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3

確認中です

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4

確認中です

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 過去からそのような扱いをしていたと記憶しています。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6

はい

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7

支部の口座で管理していました。

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8

使わずに保管していました。

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10

2019年の東京都公報の訂正、2022年の収支報告書の訂正

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11

すべてです。

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12

不記載は、ありません。

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13

あります。

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14

不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1 月 23 日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019 年、2022 年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

ありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

会派との関係はなく、事務所で販売・管理をしていたため。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

ありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

口座にて入金管理していました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

政治資金規正法を理解したうえで、口座の管理を行うことが重要と考えます。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治資金として、管理保管するものと認識しておりました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

認識しておりませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

収入・支出についての記録がないのでわかりません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

・政党支部や政治団体に帰属する資金であり、それらの団体の目的に沿って使用されるものと考えています

問⑩ スtockしてただけで使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

収支報告書を訂正した額がすべてです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

支部の口座で管理していました。

問⑫ スtockしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

ありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

通帳の確認を行いました。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

ストックはありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答

保管し、支出はありません。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政党支部に帰属するものであり、個人所得には当たりません。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政党支部において、政治活動に使うために保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

パーティー売り上げを口座で確実に管理し、第三者チェックをいれること。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 小宮あんり

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和4年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

- ・使途の認識→政治活動
- ・管理方法→政党支部口座

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

- ・慣例により、政治資金として自己管理するものと認識

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

・過去に先輩議員などから聞いた

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 小宮あんり

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 100万円	2022年5月10日のパーティー 150万円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	支部報告書の修正
2022年の件	支部報告書の修正
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	自由民主党東京都杉並区第二支部
2022年の件	自由民主党東京都杉並区第二支部
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ☒ 無 ☐	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
過去に先輩議員などから聞いた	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
自身が会派に入った14年前にはすでに慣例としてあったと記憶している	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
すべて政治活動に充てた。収支報告書の支出で計上した通り	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金収支報告への認識が低かったことを心よりお詫びする	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
今回の事態に鑑み、会派としても個人としても法令順守を徹底する
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
政治資金規正法に関する研修などはなかった
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
審査会の対象が議員個人のものとするのか、会派など団体も対象とするのか、今回の我が党の件を踏まえればそうした反省と現実をふまえるべきものかと思う

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 小宮あんり

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 白だったかなど覚えていない

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていましたか。

A2 はい

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2019 年が 100 枚、2022 年が 125 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 2 か年とも個人 2 割、企業 6 割、団体 2 割程度

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A4 過去に先輩議員などから聞いた

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 はい

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 管理者は秘書、管理・保管は自身の政党支部口座

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8 政治活動に充当

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9 収支報告書の支出の通り

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10 都議会自民党からの寄付金として収入計上

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11 はい

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12 過去はノルマをこなすだけで精一杯だった

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13 はい

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14 2018年以前においてそれぞれ販売した。不記載の記録はない

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 小宮あんり

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 確認中

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 通帳に記録あり

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 自身の政党支部への振り込みや、現金での預かり後に政党支部に入金管理

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 会派における政治資金パーティーの廃止（多数の者が販売に関わるため、管理しにくく、責任の所在があいまいになるため）

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのことです。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治活動に用途するもの

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識はなかった

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 不記載はなし

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 そもそも政治資金収支報告書に記載しても何ら問題ない用途であった

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 1/23 時点での不記載額は収支報告書訂正の通り

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 政党支部の通帳で管理

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 帳簿は無し

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 通帳履歴による

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 ゼロです

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 収支報告書の支出の通り

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 政治活動に使途したものであり、個人の所得には当たらない

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 政治活動のために使うお金なので、政治資金である

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 都議会自民党による政治資金パーティーの廃止(多数の者が販売に関わるため、管理しにくく、責任の所在があいまいになるため)

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 早坂義弘

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

51枚目からは各自が政治的用途に使って良い金員と認識し、政治団体の口座に保管していました

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

不記載が違法であることに全く疑念を持たなかったことを反省しています、収支報告書に不記載でした

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

確か先輩議員から、売れた分は政治活動に使って良いし、売れなかった分はそのまま破棄すればよいと聞き、その認識に従いました

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 早坂義弘

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 114 万円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 100 万円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	都議会自由民主党（大田区）からの寄付の記載漏れと修正しました
2022 年の件	都議会自由民主党（杉並区）からの寄付の記載漏れと修正しました
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	銀行口座 自由民主党東京都杉並区第二十二支部
2022 年の件	銀行口座 自由民主党東京都杉並区第二十二支部
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ☒ 無 ☐	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・ ☒	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
確か先輩議員から、売れた分は政治活動に使って良いし、売れなかった分は破棄すればよいと聞き、その認識に従いました	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・ ☒	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
分かりません	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示してください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
支出はなく、政治団体の口座に保管していました。現在はその全額を都議会自由民主党に寄附しました	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金は無税である以上、その取扱いに透明性が求められていますが、不記載が違法であることに全く疑念を持たなかったことを反省しています	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

遵法意識を強く持ちたいと思います

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

甚だ不十分でした

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

政治倫理にもとる行為をした当事者であるため、私から条例の内容について申し上げることはありません

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 早坂義弘

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 そうだったかもしれません

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていましたか。

A2 はい

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2019 年は 114 枚、2022 年は 100 枚です

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 2019 年は個人に 27 枚、企業に 60 枚、団体に 27 枚です

2022 年は個人に 41 枚、企業に 24 枚、団体に 35 枚です

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 確か先輩議員から、売れた分は政治活動に使って良いし、売れなかった分はそのまま破棄すればよいと聞き、その認識に従いました

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 はい

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 私自身が政治団体の口座で保管していました

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8 使わずに政治団体の口座に保管していました

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0 2019 年は都議会自由民主党（大田区）からの寄付の記載漏れと修正しました、2022 年は都議会自由民主党（杉並区）からの寄付の記載漏れと修正しました

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1 はい

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2 ないと認識しています

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3 はい

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4 議員であった年には売りましたが、不記載はないと認識しています

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 早坂義弘

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 念のため確認中です

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 はい

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 購入者から振込で受け取りました

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 遵法意識を強く持つことだと思います

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 確か先輩議員から、売れた分は政治活動に使って良いし、売れなかった分はそのまま破棄すればよいと聞き、その認識に従いました

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 不記載が違法であることの認識が全くなかったことを反省しています

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 2019 年より前に開催されたパーティーにおいて、50 枚を超えて販売したことはないと認識しています

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 分かりません

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 2019 年より前に開催されたパーティーにおいて、50 枚を超えて販売したことはないと認識しています

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 私自身が政治団体の口座で保管していました

問⑫ スtockしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 支出はなく、政治団体の口座に保管していました。現在はその全額を都議会自由民主党に寄附しました

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 支出がありませんでした

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 2019 年より前に開催されたパーティーにおいて、50 枚を超えて販売したことはないと認識しています

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 2019 年より前に開催されたパーティーにおいて、50 枚を超えて販売したことはないと認識しています

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 政治資金は無税である以上、その取扱いに透明性が求められていますが、不記載が違法であることに全く疑念を持たなかったことを反省しています、50 枚目までも 51 枚目以降も、どちらも政治資金です

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 政治団体の口座で保管していました

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 遵法意識を強く持ちたいと思います

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 河野 ゆうき

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：令和元年のパーティー券販売に協力した際は、私は浪人中でありました。よって販売ノルマはなく、1枚目からこちらにも寄付を頂くということでした。寄付を受けるのは政治団体である私の政党支部でありますので、当然、政治的な用途に限定すべき資金であると認識しています。

管理につきましては政党支部が所在する私の事務所にて、適切に管理しておりました。なお、令和４年のパーティーにつきましては、この時も浪人期間中でして、販売協力の依頼はきておりません。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：本来であれば、販売した全額を都議会自民党に全額納入して、それからこちらの支部に対して一部を寄付として頂くという事務的な処理をしなければなりません。

んでした。しかしながら、それら事務的処理を抜かしたことにより、今回のような不記載ということになりました。認識の甘さで、そこまで思いが至りませんでした。資金の収支については、使用せずに繰り越しておりましたので、支出を非計上したということではなく、繰越金が少なく計上されていたということでしたので、この度（1/23）に修正報告いたしました。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：売れた枚数を事務局に報告、納入すべき金額を聞き、その金額を納入しました。特別な説明は受けておりません。

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 河野 ゆうき

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 39 万円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 0 円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	都議会自民党よりの寄付 39 万円、次年度への繰越 39 万円
2022 年の件	なし
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	私が代表を勤める政党支部の事務所にて管理・保管
2022 年の件	なし
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ ☒ 無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
浪人中でありましたので、事務局から話を受けました。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・ ☒ 無	
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
いつから、どのようにかは、全くわかりません。慣習として続けてきた組織風土をしっかりと改めていく必要があると考えております。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示してください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政治資金の収入として取り扱っておりますが、翌年度へと繰り越しております。この度、1月23日に、都議会自民党に全額返納（寄付）し、修正報告をしました。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
本来であれば、販売した全額を都議会自民党に全額納入して、それからこちらの支部に対して一部を寄付として頂くという事務的な処理をしなければなりませんでした。しかしながら、それら事務的な処理を抜かしたことにより、今回のような不記載ということになりました。	

思いが至らず、遵法意識に対して認識が甘かったことを反省し、今後はそれら慣習を疑問もなく続けてしまっていたという組織風土を改め、再発防止・信頼回復に努め、組織全体の体質改善を図り、党の立て直しに尽力して参ります。
11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
所属議員それぞれが自身の政治活動に対する資金は考える問題であり、それぞれが遵法意識をしっかりと持ち、対応していくことが肝要であります。
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
政治資金の問題や政治倫理の問題は、議員一人ひとりの意識の問題であり、議員それぞれに責任があると考えます。会派としては十分な対応はしていると考えます。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
議員は公僕としての意識をしっかりと持ち、信頼を損なう行為は厳に慎むことが求められています。そのことをしっかりと明記されるべきであると思います。また、審査会の設置に関しては、ともすれば、政争の具に利用されてしまう可能性を秘めていることを踏まえ、慎重な設置の基準も求めます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 河野 ゆうき

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 そのような手提げで受け取った記憶はありません。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2 当時は浪人中だったため、ノルマはありませんでした。販売協力をしてほしいとのことでした。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 令和元年は 29 枚。令和 4 年は 0 枚です。

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 個人：8 枚、 企業：15 枚、 団体：6 枚

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 浪人中のため、ノルマはありませんでした。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 はい。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 (本来寄付として記載するべきであった)不記載金は、私が代表を務める政党支部の事務所にて管理・保管しておりました。

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8 (本来寄付として記載するべきであった) 不記載金は、翌年度へと繰り越しております。この度、1月23日に、都議会自民党に全額返納(寄付)し、修正報告をしました。

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9 —

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10 令和元年の収支報告書には、都議会自民党から39万円の寄付として収入があり、翌年度への繰越金として39万円追加をしました。2年から6年は繰越金39万円追加を修正し、この度(1月23日)に都議会自民党に39万円の返金(寄付)をしました。

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11 はい、すべてです。

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12 ノルマは超えていませんので、不記載はありません。

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13 あります。

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14 現職であった(平成25年8月～29年7月)の期間であれば、販売はしております。ノルマは超えていませんので、不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 河野 ゆうき

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 現職であった(平成25年8月～29年7月)の期間に開催された都議会自民党のパーティーは、販売に携わりました。ノルマは超えていませんので、不記載はありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 現職(一期目)であった(平成25年8月～29年7月)の期間に開催された都議会自民党のパーティーは、一期生にとってノルマは厳しく、ノルマは超えていません。しかし、令和元年のパーティーの際は、浪人中だったため、ノルマはなく1枚目からこちらの支部への政治資金としての寄付を頂けたため、不記載が生じました。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 あります。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り

込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 購入者より現金で、または事務所の口座に入金頂きました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 記載をしっかりとしていれば、今回のような問題は起きなかった。管理方法の問題ではないと考えます。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治資金として管理していたと認識しています。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識はしておりませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 令和元年の以前のパーティーにつきましては、不記載はないと認識しております。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 政党支部に帰属する資金でありますので、その目的のために使われるものと考えます。

問⑩ ストックしてただけで使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 1月23日に公表し、修正した金額が全てです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 (本来寄付として記載すべきであった) 不記載金は、私が代表を務める政党支部の事務所にて管理・保管しておりました。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 繰り越ししていただけなので、帳簿等はありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 ー

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した2019年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 それ以前はありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 使用しておりません。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 寄付として修正報告をしている通り、政治団体としての収入であり、それには当たりません。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使わずに繰り越ししておりました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 認識の甘さを反省し、改め、口座の管理方法の見直しや専門家の監査などを強化する。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 柴崎幹男

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

政治資金としての認識であり、個人で自由に使用してよいという認識はありませんでした。

支部長を務める政党支部名義の銀行口座に入金して保管・管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

先輩方などからどこからともなく聞いていましたので、政治資金として自己管理すればよいと考えていました。支出はありませんでした。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

執行部から特に説明は受けていないのですが、過去からそのような扱いをしていたと先輩などからどこからともなく聞いていました。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 柴崎幹男

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 131万円	2022年5月10日のパーティー 110万円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	全額を翌年への繰越金に計上しました。
2022年の件	全額を当年の寄附金収入とし、かつ全額を翌年への繰越金としました。
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	支部長を務める政党支部名義の銀行口座に入金保管しておりました。
2022年の件	同上
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有。 ☒ 無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
東京地検への刑事告発をきっかけに整理した結果として事務所で判明しました。	
7. 「1」の取扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
全くわかりません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政党支部名義の銀行口座に保管したままです。したがって、政党支部に帰属します。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
収支報告を正しくしなかったことを反省しており、今後政治資金規正法を励行します。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

収支報告の重要性を改めて自覚し、その励行に努めることが大事です。

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

ご指摘のような機会が足りなかったように思います。専門家の意見も聞くなどして認識を深める必要があったと思います。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

国会におけるそれと同様の仕組みを検討することが考えられます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 柴崎幹男

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1

覚えていません。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2

そのとおりです。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3

2019 年分は 131 枚、2022 年は 110 枚です。

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4

明確には把握しておりません。

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5

執行部から特段の説明はなかったのですが、過去からそのような扱いをしていたと先輩などからどこからともなく聞いていました。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6

そのとおりです。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7

支部長を務める政党支部名義の口座に入金して保管していました。

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

使わずに保管していました。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

全額を会派からの寄付金収入として、翌年への繰越金として計上記載しました。

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全ですか。

A 1 1

そのとおりです。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

2012 年はありません。2013 年と 2016 年・2017 年は記録が残っていないので、わかりません。

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3

あります。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

記録が残っていないので、わかりません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 柴崎幹男

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答
ありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答
他のパーティーでは超過分が生じませんでした。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答
ありません。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答
現金または振込みです。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

すべて口座で管理し、専門家のチェックを受けて収支報告書を提出することです。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

会派が所属の議員に対して政治活動に使う資金として提供しているものと受け止めていました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

認識はしておりませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

記録に残っていないので、わかりません。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

わかりません。

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 収支報告書の訂正のとおりです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 支部長を務める政党支部名義の銀行口座に入金し保管していました。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

ありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

通帳で把握しました。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

ご指摘のような資金の入金はありませんでした。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答

資金の入金はありませんでした。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

自分の認識とは異なりますし、私的に使ったこともありません。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政党支部の銀行口座で保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

すべて口座で管理し、専門家のチェックを受けて収支報告書を提出することです。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 ほっち 易隆

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50 枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治的な用途に限定すべき資金という認識

令和元年；現金で事務所に保管

令和四年；超過なし

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②；誰から言われたかわからないが、記載しなくても良いと言われその様にした。

別口で保管していて使っていない。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：令和元年は浪人中の為、販売ノルマなし。
当初、パーティー券 10 枚の配布を受け、
販売した代金は各自政治資金に。
追加のパーティー券販売については、都議会自民党と折半。
誰から説明を受けたかは覚えていない。

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された

都議会自民党の政治資金パーティーに関する

収支報告書に関する不記載について

回答議員名 ほっち 易隆

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 37 万円円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 0 円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	収支報告書の訂正 都議会自民党へ還付金の返金
2022 年の件	
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	現金で管理
2022 年の件	

4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ ☒ 無	返金した場合の金額の合計 円
5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の高額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
覚えていません	
7. 「1」の取扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されて いましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されてい る場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えています か？	
全くわかりません	

9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示してください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？
政党支部に帰属する資金であるため、個人的な収入とはならない。
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？
私自身の認識不足であり猛省しており、政治資金規正法を遵守していくべきと考えます。
1. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達の機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
会派でも個人としても、会計処理の精度と透明性の向上を図るべく、政治資金規正法を遵守していきます。

2. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会には十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

不足していた。

各議員個人に任せていた為、取扱いについて認識を深めるべきだった。

3. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

有識者など第三者の視点を入れ、参考人等からの意見聴取については、参考人の人権が守られる条例であるべきと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 ほっち 易隆

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 浪人中の為、わかりません。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分 (100 万円)とされていましたか。

A2 2019 年は浪人中の為、販売ノルマなし。

当初、パーティー券 10 枚の配布を受け、
販売した代金は各自政治資金に。

追加のパーティー券販売については、都議会自民党と折半。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2019 年 ; 27 枚 2022 年 ; 50 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 2019 年 ; 企業 22 枚 個人 5 枚 2022 年 ; 企業 45 枚 個人 5 枚

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 令和元年は浪人中の為、販売ノルマなし。

当初、パーティー券 10 枚の配布を受け、販売した代金は各自政治資金に。

追加のパーティー券販売については、都議会自民党と折半。

誰から説明を受けたかは覚えていない。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 2019 年はなっていました。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 個人で現金を事務所で保管

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8 使用せずに保管

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10 ・令和2年11月17日東京都公報に公表された令和元年分の収支報告書の要旨について訂正願いを提出。

・令和3年11月17日東京都公報に公表された令和2年分の収支報告書の要旨について訂正願いを提出。

・令和4～6年の収支報告書を訂正。

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11 はい

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12 不記載はないと記憶しています。

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13 あります。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。
また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への
不記載はありませんか。

A 1 4 年については詳細の資料がなくわかりません。

不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。

裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 ほっち 易隆

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 ありません。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 慣行の有無の違い

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 ありません。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 自身や事務所関係者等が現金または振込で受取り。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 パーティー券の代金は全て振込にして口座管理するなど、会計処理の精度と透明性の向上を図る。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 性質は政治資金として使用するものと認識している。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識していません。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019年、2022年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 不記載はありません。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてスト

ックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 使用していません。

問⑩ ストックしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 公表した通り。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 自分が事務所で現金で保管。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 ありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 支出がないので帳簿は不要。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した2019年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っ

ていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 2018 年までのストックしていた政治活動資金はありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 使用なし。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 政党支部に帰属する資金であるので、個人所得には当たらないと考えます。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使用せず政党支部で保管していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 パーティー券の代金は全て振込にして口座管理するなど、会計処理の精度と透明性の向上を図る。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 宇田川聡史

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50 枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治的な用途という認識。現金にて個人で管理していた。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：慣例的になっていたため、疑問を感じなかった。

プールしていたので支出はしていない。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：(総会などの) 公式的な場所での説明はなかった。

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 宇田川聡史

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 560,000 円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 820,000 円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	公報要旨を訂正
2022 年の件	収支報告書を訂正
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	現金で保管
2022 年の件	現金で保管
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ 無	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
定かではありません。	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ 無	認識がなかったので不記載 となった
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
定かではありません。	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
プールしてあったので支出はありません。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
慣例として不記載が当たり前になっていたことが一番の問題であり、そこに何の疑問も感じなかったことに対して猛省しています。	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
政治資金規正法を再認識し、第三者によるチェックなども入れながら、法の遵守を徹底してまいります。
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
不足していたからこそその結果だと思います。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
透明性の確保はもとより、都民に不信感を抱かせることがないようにと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 宇田川聡史

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 白い手提げかどうかは記憶していませんが、配布はありました。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2 そうです

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 78 枚、91 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 個人；16、企業；26、団体；127

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 いつ、どこで、誰から、というのは定かではありません。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 100 枚超についてはその通りです

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 個人で、現金で保管していました。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8 使っていません

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0 公報要旨の訂正と、政治資金収支報告書を訂正しました

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1 そうです

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2 無いと認識しています

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3 あります

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4 無いと認識しています

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 宇田川聡史

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 ありません

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 対象のパーティーでは慣例的になっていたため疑問を生じなかった。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 すべてではありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 現金、振り込み、会派から、です。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 慣例化により何の疑問も持たなかったのが一番の問題です。記録を残して管理していなかったことも問題です

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのことです。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治資金を用途にすることに限られる

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識していませんでした

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことです。その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 記録が残っていないので定かではありません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 わかりません

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 すでに返還したので現在のストックはありません。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 個人的に現金で保管していました

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 ありません

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 通帳の確認、販売した方への確認等を行いました

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 収支報告書に記載のとおりです

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 保管していたので支出していません

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 見解は様々あると思います

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 政治資金規正法を正しく理解し、第三者によるチェックなども入れながら、また、記録の管理も徹底し、法の遵守を徹底してまいります。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 伊藤 しょうこう

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和4年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

販売ノルマを超えた分は、各自留保して、個人ではなく政治活動に充てるという認識でした。

個人口座でなく、政党支部などの口座で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

会派の慣例により、個別の収支報告書には記載しなくてよいというスタイルをそのまま対応してしまいました。結果として全額留保しており、支出はありません。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

販売ノルマを超えた分は、各自留保して政治活動に充ててよいという方法を先輩議員に聞いた記憶がありますが、誰から説明を受けたかは覚えていません。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 伊藤しょうこう

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 96万円	2022年5月10日のパーティー 98万円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	2019年（令和元年）の自由民主党東京都八王子市第二十支部（政党支部）の収支報告書の訂正を行いました。 収入は2カ所訂正しました。 都議会自民党からの96万円の寄付を計上しました。 パーティー券を3枚購入した法人から急きょ参加出来ないため券の返還があり、代金を返金しようとしたところ、改めて同額の寄付を頂き、その記載漏れがあったので6万円を計上しました。 支出の訂正はなく、収入訂正分の金額の繰越残高増えました
2022年の件	2022年（令和4年）自由民主党東京都八王子市第二十支部（政党支部）の収支報告書の訂正を行いました。 収入は2カ所訂正しました。 都議会自民党からの98万円の寄付を計上しました。 パーティー券を2枚購入した法人から急きょ参加出来ないため券の返還があり、代金を返金しようとしたところ、改めて同額の寄付を頂き、その記載漏れがあったので4万円を計上しました。 支出の訂正はなく、収入訂正分の金額の繰越残高増えました
	なお、2019年と2022年の都議会自民党からの寄付を受けた194万円は、令和7年1月21日に、全て都議会自由民主党に返還しました
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	

2019 年の件	全額を政党支部の口座に保管していました。 口座名は、『自由民主党東京都八王子市第二十支部 代表者 伊藤祥広』 と『自由民主党東京都八王子市第二十支部 賛助会 東京フォーラム 8 0 2 代表 伊藤祥広』
2022 年の件	全額を政党支部の口座に保管していました。 口座名は、『自由民主党東京都八王子市第二十支部 代表者 伊藤祥広』 と『自由民主党東京都八王子市第二十支部 賛助会 東京フォーラム 8 0 2 代表 伊藤祥広』

4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ・ ☒ 無	返金した場合の金額の合計 円
5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
先輩議員に聞いた記憶がありますが、誰から説明を受けたかは覚えていません。	
7 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
認識が欠けており、申し訳ありませんでした。	

8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？
慣例がいつから始まったかは、わかりません。
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？
当初は事務所の人件費などの政治活動に充てる予定でしたが、結果的に受領後一切手を付けずに、預金として留保していました。 お金は全て政党支部の口座で管理していました。 不記載に係るお金については、194万円全額を既に都議会自民党に返還し、留保金も解消しました。
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？
政治団体の行う収支報告の正確性が政治資金の透明性、都民に対する情報開示の観点から極めて重要であることを、政治資金の管理及び収支報告書の作成において強く自覚すべきであったこと、その点の自覚が足りずこのような事態を招いたことを深く反省しております。
11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
今回の不祥事を教訓に、会派としても個人としても法令順守を厳しく肝に銘じて対応していきます。
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
政治資金規正法の研修会などは会派としてありませんでした。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

今回の事案を含め、多角的にご検討頂き、都議会としてあるべき政治倫理条例にして頂ければと思います。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 伊藤しょうこう

Q 1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A 1

何色の袋かは覚えていません。

Q 2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていましたか。

A 2

ノルマは 50 枚分(100 万円)でした。

Q 3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A 3

2019 年は、98 枚です。

2022 年は、99 枚です。

Q 4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A 4

2019 年は、個人 2 枚・企業 70 枚・団体 26 枚です。

2022 年は、個人 9 枚・企業 75 枚・団体 15 枚です。

Q 5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A 5

先輩議員に聞いた記憶がありますが、誰から説明を受けたかは覚えていません。

Q 6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A 6

そうになっていたと思います。

Q 7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7

事務所において、全て政党支部の口座で管理していました。

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

当初は事務所の人件費などの政治活動に充てる予定でしたが、結果的に一切手を付けずに、預金として留保していました。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

2019 年（令和元年）の自由民主党東京都八王子市第二十支部（政党支部）の収支報告書の訂正を行いました。

収入は 2 カ所訂正しました。

都議会自民党からの 9 6 万円の寄付を計上しました。

パーティー券を 3 枚購入した法人から急きょ参加出来ないため券の返還があり、代金を返金しようとしたところ、改めて同額の寄付を頂き、その記載漏れがあったので 6 万円を計上しました。

支出の訂正はなく、収入訂正分の金額の繰越残高増えました

2022 年（令和 4 年）自由民主党東京都八王子市第二十支部（政党支部）の収支報告書の訂正を行いました。

収入は 2 カ所訂正しました。

都議会自民党からの 9 8 万円の寄付を計上しました。

パーティー券を 2 枚購入した法人から急きょ参加出来ないため券の返還があり、代金を返金しようとしたところ、改めて同額の寄付を頂き、その記載漏れがあったので 4 万円を計上しました。

支出の訂正はなく、収入訂正分の金額の繰越残高増えました

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1

全てです。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

2012 年・2013 年・2016 年はまだ議員でありませんでした。

2017 年は、不記載はありません

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13

2017年は売ったことがあります。

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14

2017年は売ったことがあります。不記載はありません

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 伊藤しょうこう

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

他のパーティーも含めて、念のため調査中です。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

分かりません。

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

2019年以降は保管しています。

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

代金は、購入者から現金または振り込み等で受け取り、現金についても全て政党支部の口座に入金しました。都議会自民党からはありません。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

今後このような事態を招かないように深く反省し自覚すること。売上金については会費の納入先を全て口座で管理する又は、主催者に一本化するなど改善が必要と考えます。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのことです。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治資金として充当するものと認識していました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

認識が欠けており、申し訳ありませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

2017 年は売ったことがあります。不記載はありません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

分かりません

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

私については収支報告の訂正の通りです。会派のことは分かりません。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

会派のことは分かりません。

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

会派のことは分かりません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

私については全て口座で管理していました。会派のことは分かりません。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

私については入っていません。会派のことは分かりません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答

私については、全て預金として留保しており、支出はありません。会派のことは分かりません。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政党支部での政治資金と認識しています。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

金額は全て政党支部の口座で管理し、支出はなく留保していました。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

今後このような事態を招かないように深く反省し自覚すること。売上金については会費の納入先を全て口座で管理する又は主催者に一本化するなど、そして専門家のチェックを受けるなど改善が必要と考えます。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 星 大輔

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

政治資金としての認識

事務所で現金管理

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：

記載していなくて良いと聞いていたから

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。

誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

役職者、事務局からの説明は特になかった

先輩議員から聞いた記憶があります

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 星 大輔

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 0 円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 120,000 円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	都議ではありませんでした
2022 年の件	収入として修正し、都議会自民党へ返金しました
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	都議ではありませんでした
2022 年の件	現金管理
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ☐ 無 ☒	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
刑事告発をきっかけに自分自身で確認	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ☐ 無 ☒	
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
分かりません	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示してください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政党支部の資金であり個人的な収入ではない認識です 都議会自民党に返金済	
10 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
法を遵守し、管理を徹底します	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
法を遵守し、管理を徹底します
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
不足していました。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
法を遵守し、管理を徹底する条例であるべきと考えます

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 星 大輔

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A 1

はい

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていましたか。

A 2

はい

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A 3

2022 年 56 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A 4

分からない

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A 5

役職者、事務局からの説明は特になかった
先輩議員から聞いた記憶があります

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A 6

追加チケットを受け取っていない

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7

事務所で現金管理

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

使わず事務所で保管

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

収入として訂正

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1

はい

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

都議ではありませんでした

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3

都議ではありませんでした

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

念のため、調査中です

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

ありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 現金です

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると考えられますか？

回答

今後パーティーを開催しないこと

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治的な活動に利用できるとの認識

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

認識していなかった

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

都議でなかったです

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

使用していないのでわかりません

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

修正した通りです

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

事務所で現金管理

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

ありません

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

現金を確認した際に確認しました

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 都議ではありませんでした

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 使っていません

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政治団体、政党支部の資金であり個人的な収入ではないと考えます

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使わずに政党支部で管理

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 今後パーティー開催をしない

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 田村利光

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（５０枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：個人的に自由に使用してよい金員という認識はなかった。個人の口座で管理していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：政治資金収支報告書への記載はしなくてよいと聞いていました。またこの資金からは支出をしておらず、よって修正申告の支出の記載もありません。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：会派の役職者又は事務局から説明があったわけではなく、過去から記載をしていなかったと先輩議員などから聞いたと記憶しています。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 田村利光

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 1, 570, 000 円	2022年5月10日のパーティー 1, 300, 000 円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	収入：157万円 支出：0
2022年の件	収入：130万円 支出：0
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	銀行口座 通帳名称：田村利光
2022年の件	銀行口座 通帳名称：田村利光
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
無	返金した場合の金額の合計 0 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額		
無	追加で支払った所得税額の 金額の合計	0 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？		
東京地検への告発で知りました。		
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？		
無	疑念の内容、相手方、方法	
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？		
わかりません。		
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？		
支出はしていません。収入は政党支部の政治活動のための収入と認識しています。		
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？		
今後は、法令を遵守してまいります。申し訳ありませんでした。		

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
今回の件を常に念頭において、規制法を遵守してまいります。
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
都議会に入る前に政治経験があるなしに関わらず、政治資金とは何か、から学ぶ機会が必要だと思います。
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
政治倫理とは何かを明確にし、抵触の抑止力となるような条例になることを望みます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 田村利光

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1

覚えていません。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2

はい。

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3

2019 年：157 枚 2022 年：130 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4

個人： 10 枚 (2019 年： 10 枚 2022 年： 0 枚)

企業： 261 枚 (2019 年： 135 枚 2022 年： 126 枚)

団体： 16 枚 (2019 年： 12 枚 2022 年： 4 枚)

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5

先輩議員などから収支報告書へ記載しなくてもよいと聞いたと記憶している。

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6

はい。

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7

管理者；田村利光 管理方法・保管場所：銀行口座（田村利光名義）

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

いいえ。

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

不記載額を収入の部へ記載した。

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1

はい。

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

ありません。

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3

あります。

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

2 0 1 7 年は販売しましたが、不記載はありません。

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 田村利光

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

全てのパーティー券販売に関して調査中です。

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

2019年分 あります 2022年分 ありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

販売代金は現金で私が受け取りました。

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

専門家の確認を受けることをルール化する、など。

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのことです。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

政治資金として受け取り、政治活動へ使用するものと認識していた。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

認識していませんでした。

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

不記載はありませんでした。

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

使用していないのでわかりません。

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

不記載額は 1 / 23 の記者会見で発表された額のみです。

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

誰が：田村利光 どこでどのように：銀行口座（田村利光名義）で管理していた。

問⑫ スtockしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

ありません。

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答

個人口座の出入り等から把握した。

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

ストックはありません。

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような用途があったか教えていただけますか？

回答

ストックはありません。

問⑯ 政治資金規正法にのっとって、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

政党支部の収入であり、個人の所得ではないと認識しています。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政治活動に使用すべき資金であると認識しています。

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

政治資金規正法に関する研修会などによって、政治資金の性格や取り扱いについて正確に認識し、収支報告書は専門家の検証を受けて提出するなどの対策が有効かと思えます。

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 こいそ 明

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（５０枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：パーティー券の代金の一部については、政治的な用途に使うものとして管理していたことがありました。その場合、自由民主党東京都南多摩支部にて保管していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：過去にそうした運用がなされていることを知り、それに沿った対応をしました。資金は保管しておりましたので、このたび収支報告書の訂正を行いました。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③明確な記憶がありませんが、どなたかからそうした運用がなされていることを聞いたと思います

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 こいそ 明

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 650,000円	2022年5月10日のパーティー 0円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	収支報告書の訂正を行うとともに、65万円を都議会自民党に返還しました
2022年の件	
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	自由民主党東京都南多摩支部の金庫にて保管
2022年の件	
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
無	返金した場合の金額の合計 0円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 0円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
具体的な記憶はございませんが、どなたかからこのような運用がなされていることを知らされました	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたが？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
無	法令違反の認識まではありませんが、軽率な処理であったと深く反省しております。
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように走着したと考えていますか？	
いつからかは分かりませんが、慣例としてありました	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
支出に充てたことはなく、今般、収支報告書を訂正しました。	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
当時の認識が甘く深く反省しております	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

政治資金の透明性を確保するとの法の趣旨に照らし徹底して記録をつけることとし
また都度法律専門家にも相談するなどして体制の強化を図る

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

私自身、政治資金規正法の理解や実践に甘いところがありました。

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

申し上げる立場にはございません

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 こいそ 明

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 白い手提げだったかどうかは別として、当時現職ではない為と思われますが計 55 枚のパーティー券を配布されました

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていましたが。

A2 2019 年分について 50 枚 100 万円のノルマがあったわけではありません

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2019 年は 55 枚 2022 年は 50 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 2019 年 個人 14 枚 企業 22 枚 団体 19 枚
2022 年 個人 17 枚 企業 18 枚 団体 15 枚

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 具体的な記憶はございませんが、どなたからこのような運用がなされていることを知らされました。

Q 6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A 6 はい

Q 7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7 政党支部で現金で保管していました

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8 使っておりません

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9 該当なし

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0 令和元年分につき、6 5 万円の収入を追加計上しました

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1 はい

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2 不記載はございません

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13 あります

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。
また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14 2012年 2013年 2016年 2017年のいずれも売っておりますが、不記載はありません

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1 月 23 日の記者会見で、小松大祐幹事は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019 年、2022 年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 こいそ 明

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 ありません

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答 都議会自民党のみの慣例です

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 保管しております

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 販売代金は現金で受け取りました

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 パーティー券の販売実績をより客観的な方法で記録化することが考えられます

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治活動のために必要となった場合の留保金と認識していました

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 収支報告書には記載しておりませんが法令違反との認識に欠けておりました

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019年、2022年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 2019年以前の不記載はありません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 留保金として保管しており使っておりません。そのため具体的な使途先についても特に想定はしておりません

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 公表したとおり、65万円です

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 政党支部にて現金で保管しておりました

問⑫ スtockしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 ありません

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 2019年分のみの保管でしたし、使っておりませんでしたので保管金額が訂正金額となります

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 2018 年以前には、そもそも留保した資金はございません

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 ございません

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 あくまでも政治的資金としての留保金であり、パーティー券の販売の報酬ではありませんから、個人の所得との認識はありません

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 パーティー券収入の一部ですから政治資金であるとの明確な認識に至り、今般収支報告書を訂正した次第です

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 パーティー券の販売実績をより客観的な方法で記録化することが考えられます

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 本橋巧

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：

・政治活動に資する資金として認識しました。
現金で事務所で保管していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：特段の理由はありませんが、認識が不足していたと反省しています。
支出はありません。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。
誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：

・ 特段の説明はなかったと認識しています。

以上

2019年12月23日及び2022年5月10日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 本橋巧

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019年12月23日のパーティー 0円	2022年5月10日のパーティー 100000円
2. 「1」の金額について、令和7年1月23日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019年の件	
2022年の件	収支報告書を訂正
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019年の件	
2022年の件	現金管理
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
なし	返金した場合の金額の合計 0円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 0 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
東京地検への刑事告発をきっかけに整理した結果として事務所で判明しました	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように走着したと考えていますか？	
一期目のため全く分かりません	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
100,000 円で、政党支部に帰属する資金であるため個人的な収入とならないと考えています	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
政治資金規正法を遵守していくべきと考えています	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルールの徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？

会派としても個人としても法令遵守を徹底します

12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。

不足しており、より政治資金の取り扱いについて認識を深めるべきだったと考えます

13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？

当事者なので難しい質問ですが、政治家の倫理規範を高める条例とするべきと考えます

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 本橋巧

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A 1

・そのような気がします。

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A 2

・はい

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A 3

55 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A 4

個人約 20 枚 企業約 35 枚

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A 5

・説明は何もありませんでした

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A 6

・はい

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A 7

・現金で事務所に保管していました

Q 8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A 8

・支出していません

Q 9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A 9

Q 1 0 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A 1 0

・都議会自民党からの寄付を収入として収支報告書を訂正しました

Q 1 1 2019 年・2022 年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1 月 2 3 日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A 1 1

・はい

Q 1 2 都議会自民党の政治資金パーティーは 2012 年・2013 年・2016 年・2017 年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A 1 2

都議会議員ではありませんでした

Q 1 3 2018 年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A 1 3

・まだ議員ではありませんでした

Q 1 4 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A 1 4

・ありません

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1月23日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019年、2022年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名 本橋巧

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答

・念のため、現在調査中です

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答

・ありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答

・現金と口座振込で受け取りました

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答

・全て口座管理し、専門家のチェックを受けて収支報告書を提出する方法が考えられます

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答

・政治資金として使用すると認識していました

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答

・認識はしておりませんでした

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答

都議会議員ではなかったのでわかりません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答

・政党支部や政治団体に帰属する資金であり、それらの団体の目的に沿って使用されるものと考えています

問⑩ スtockしていただけて使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答

・現時点でのストックはありません。修正した通りが全てです

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答

・事務所のスタッフが、事務所で、現金でストックをしていました

問⑫ ストックしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答

ない

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 通帳を確認したり、販売先に確認をしたため

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答

都議会議員ではありませんでした

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答

ない

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答

・政党支部に帰属する資金であるので個人所得には当たらないと思います

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答

政治活動に使うために保管していた

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答

・全て口座で管理し、専門家のチェックを受けて収支報告を提出する方法が考えられます

質問書

政治倫理条例検討委員会において、政治資金規正法違反の虚偽記載の件に関する真相解明が必要とされているところであり、つきましては、以下の質問にご回答ください。

なお、回答の有無及び回答内容は、同委員会の審議に供されることを、あらかじめご承知おきください。

回答議員名 三宅正彦

質問① 貴党（貴会派）の令和元年及び令和４年の政治資金パーティーにおいて、販売ノルマ（50枚とのこと）を超えて売ったパーティー券代金は、個人的に自由に使用してよい金員という認識であったか、政治的な用途に限定すべき資金という認識だったか。それをどのように管理していたか。個人において管理していたか、それとも、政治団体（後援会など）の口座や議員秘書等において管理していたか。

回答①：政治資金として認識していました。また、現金で保管していました。

質問②（上記①の回答が、政治資金として管理していた場合）政治資金として認識し管理しながら、敢えて政治資金収支報告書に載せなくてよいと思ったのはなぜか。それによって、政治資金の収支が合わなくなるはずだが、その分の収支の帳尻はどのように合わせていたのか（支出についても同額分を非計上にしたのか）。

回答②：政治資金として自己管理すればよいと考えていました。支払いはしておりません。

なお、記者会見で交通費として使っていたと発言しましたが、政治活動で、政治団体や個人の収入から交通費を払っていることから、還付金は使っておらず、残っているので、支部の繰越金を訂正しました。

記者会見での発言は勘違いした発言であり訂正します。

質問③ 販売ノルマを超えて売ったパーティー券代金の取り扱いについて、会派の役職者又は事務局から、どのような説明を受けていたか。

誰から、どのような説明を受けたのか、具体的に回答ください。

回答③：先輩などから聞いて慣例的なもので、会派の役職者などからの説明はありませんでした。

以上

2019 年 12 月 23 日及び 2022 年 5 月 10 日に開催された
都議会自民党の政治資金パーティーに関する
収支報告書に関する不記載について

回答議員名 三宅正彦

調査票及び回答書	
1. パーティー券収入について、政治団体・都議会自民党への納入が不要とされた金額	
2019 年 12 月 23 日のパーティー 189 万円	2022 年 5 月 10 日のパーティー 143 万円
2. 「1」の金額について、令和 7 年 1 月 23 日実施の都議会自民党の記者会見で表明があった処の、その後の各人の是正措置の内容（収支報告書の修正等）	
2019 年の件	公報要旨を訂正
2022 年の件	収支報告書を訂正
3. 「1」の保管方法。口座の場合は通帳名称	
2019 年の件	現金で管理
2022 年の件	現金で管理
4. 「1」のうちのパーティー券購入者への返金の有無（○で囲みください）	
有 ☐ 無 ☒	返金した場合の金額の合計 円

5. 「1」のうち、個人収入として取り扱った金額があれば追加で支払った所得税額	
有 ・ ☒ 無	追加で支払った所得税額の 金額の合計 円
6. 「1」の取扱内容を初めて認識した際は、いつ、誰から、どのような方法（文書、メール、口頭など）で知らされましたか？	
刑事告発をきっかけに整理した結果として判明	
7. 「1」の取り扱いは政治資金規正法に抵触するものであることを認識されていましたか？認識されていた場合は、その疑念を誰かに提示されましたか？	
有 ・ ☒ 無	疑念の内容、相手方、方法
8. 「1」の取り扱いが都議会自民党の慣例として行われていたと認識されている場合、その慣例はいつ頃から実施され、どのように定着したと考えていますか？	
わかりません	
9. 「1」の金額のうち、政治資金収入として取り扱い、すでに政治団体の支出に充てた金額があれば、その合計額をお示しください。また、それが個人的な収入ではないとの立証は可能ですか？その立証に要する資料を委員会に提示するご意思はありますか？	
政党支部に属する資金であるので、個人の収入とはならないです	
10. 「1」の取扱に加担したことについて、反省を含め、今どのように考えていますか？	
猛省しており、法を遵守してまいります	

11. 政治団体・都議会自民党は解散、同団体の政治資金パーティーは開催しないとのことですが、今後も政治活動資金の調達機会は存続すると思われ、政治資金規正法の順守が必要です。ルール徹底に向け、会派・個人として、どう対策を講じますか？
会派としても個人としても法令遵守を徹底いたします
12. これまでの都議会自民党内での、政治資金規正法に関する研修や内容周知の機会は十分でありましたか？不足していたとお感じの場合はその理由をお書き下さい。
不足していました。政治資金の取り扱いについて認識を深めるべきでした
13. 現在、政治倫理審査会の開催に必要な条例に制定に向け検討を行っています。今回の不記載事案の発生を踏まえ、どのような条例であるべきとお考えですか？
都民の不信感を抱かせることのないよう、透明性の確保など図るべきと考えます。

当事者議員に対する書面での質問

回答議員名 三宅正彦

Q1 2019 年飛躍のつどいに向けて、100 枚のパーティー券と領収書(白紙、額面 20,000 円)を白い手提げに入れて配布されましたか。

A1 そのような気がします

Q2 配布されたパーティー券 100 枚の内、都議会自民党に納入するノルマは 50 枚分(100 万円)とされていたか。

A2 はい

Q3 2019 年・2022 年の政治資金パーティーで、あなたが売ったパーティー券の枚数は何枚ですか。

A3 2019 年 189 枚 2022 年 143 枚

Q4 売ったパーティー券は、個人・企業・団体にそれぞれ何枚売ったのですか。

A4 個人 7 枚、企業 299 枚 団体 26 枚

Q5 ノルマ超過分の取り扱いについて、あなたは誰からどのように説明されましたか。

A5 先輩などからどこともなく聞いていました

Q6 パーティー券の追加分についてです。追加チケットの売り上げの半分は、都議会自民党に納入することになっていましたか。

A6 はい

Q7 ノルマ超過分のお金の管理者・管理方法・保管場所についてそれぞれ具体的に説明してください。

A7 現金で事務所に保管

Q8 ノルマ超過分のお金を使いましたか。

A8 使わずに保管。なお、記者会見で交通費として使っていたと発言しましたが、政治活動で、政治団体や個人の収入から交通費を払っていることから、還付金は使っておらず、残っているので、支部の繰越金を訂正しました。

記者会見での発言は勘違いした発言であり訂正します。

Q9 ノルマ超過分のお金を使った方に伺います。何に使ったのか具体的に明記してください。

A9 なし

Q10 政治資金収支報告書はどのように訂正したのですか。

A10 公報要旨の訂正と収支報告書を訂正しました。

Q11 2019年・2022年の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載は、1月23日の記者会見で明らかにしたもので全てですか。

A11 はい

Q12 都議会自民党の政治資金パーティーは2012年・2013年・2016年・2017年にも行われています。これらについて不記載の有無を明らかにしてください。

A12 記録が残ってないのでわかりません

Q13 2018年以前に都議会自民党が開催した政治資金パーティーで、あなたはパーティー券を売ったことがありますか。

A13 あります

Q14 売ったことがある方に伺います。売ったことがある年を全てお答えください。また、それらの年のパーティー券の売り上げについて、政治資金収支報告書への不記載はありませんか。

A14 記録が残っていないのでわかりません

都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける
政治資金収支報告書不記載問題(裏金問題)についての質問書

1 月 23 日の記者会見で、小松大祐幹事長は、都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分の収支報告書(2019 年、2022 年)への不記載(裏金)があったと述べました。裏金づくりの全容を解明し、再発防止を図り、失墜した都議会ひいては政治への信頼回復に向けた取り組みである本調査に対し、真摯にご回答頂き、裏金が必要となる政治風土の刷新による再発防止、都民の政治不信の払拭に向けて、ご協力頂きますようお願い致します。

回答議員名

問① ご自身がパーティー券販売に携わった他の政治資金パーティーでは、不記載・未報告・裏金はありませんか？

回答 念のため現在調査中です

問② ①で不記載・未報告・裏金はないとされた場合、なぜ都議会自民党のパーティーでは可能であったのか、他のパーティーではできなかったのか、通し番号で管理しているなどの違いがありますか？

回答

問③ パーティー券の販売記録は保管されていますか？

回答 すべてではありません

問④ 不記載とした裏金化パーティー券の代金は、購入者からご自身や事務所関係者等が現金または振り込み等で受け取ったのですか？都議会自民党の口座に振り込まれたものを、都議会自民党から現金または振り込み等でご自身等が受け取ったのですか？販売代金の受け渡し方法について教えてください。

回答 現金、振込です。都議会自民党に振り込まれたものは現金で受け取りました

問⑤ 裏金化を防ぐため、売上金の受け渡し方法やパーティー券の管理方法について、どのようにすれば中抜き・裏金化ができなくなると思われますか？

回答 全て口座管理し、専門家のチェックを受けるべき

問⑥ 政治資金規正法に定める政治資金以外に、長年の慣行で「政治活動資金」をストックされてきたとのこと。都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、その性質をどのように認識していましたか？

回答 政治資金として保管、使用するものと認識していました。

問⑦ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金について、収支報告書に記載していない、裏金であることを認識していましたか？

回答 認識していませんでした

問⑧ 都議会自民党の内部調査によれば、2019 年、2022 年よりも前からの慣行であったとのことですが、その間ずっと政治資金収支報告書には、収入・支出を記載してこなかったのですか？

回答 記録がないのでわかりません

問⑨ 都議会自民党のパーティー券販売ノルマ超過分のお金・裏金について、都議会自民党の幹事長名で、内部調査の結果「政治活動資金としてストックする慣行があったことが判明した」とのコメントを発表されています。

「政治活動資金」という用語は、法律上存在しません。政治資金収支報告に記載しない「政治活動」での使い途とは、どのようなものがあるのか教えてください。

回答 政党支部や政治団体に帰属する資金であり、それらの団体の目的に沿って使用されるものと考えます

問⑩ スtockしてただけで使っていないのであれば、これまでのストック額は、1 / 23 の記者会見で発表された裏金の金額を大きく上回ることも考えられます。ストック額の全額はいくらになりますか？

回答 1月23日時点のストック額は、収支報告書を修正したとおりです

問⑪ 誰が、どこで、どのように「政治活動資金をストック」していたのですか？

回答 現金で事務所で保管

問⑫ スtockしていた「政治活動資金」の帳簿等はないのですか？

回答 ありません

問⑬ ⑫で帳簿等がない、とされた場合、事務所で管理していた裏金の金額、すなわち政治資金収支報告書の収入の訂正額をどのように把握されたのですか？

回答 通帳の確認、販売した方への確認等を行いました

問⑭ 今回、訂正し、裏金を収入として記載した 2019 年の政治資金収支報告書の前年からの繰越金には、2018 年までの「ストックしていた政治活動資金」は入っていないということになるかと思いますが、一円残らず使い切った、残金ゼロということですか？

回答 収支報告書に記載のとおりです

問⑮ 主なもので結構ですので、どのような使途があったか教えていただけますか？

回答 保管しておりました。なお、記者会見で交通費として使っていたと発言しましたが、政治活動で、政治団体や個人の収入から交通費を払っていることから、還付金は使っておらず、残っているので、支部の繰越金を訂正しました。

記者会見での発言は勘違いした発言であり訂正します。

問⑯ 政治資金規正法にのっとり、政治資金収支報告書に記載していなかったお金である、都議会自民党パーティー券販売のノルマ超過分のお金は、ノルマ達成への報酬・報奨的な性格があり、所得である可能性がある、との指摘については、どのように考えますか？

回答 政党支部に帰属する資金であるので、個人所得にはあたらないと思います。

問⑰ ⑯について、所得ではなく政治資金であるとするならば、政治資金である根拠を示すことができますか？

回答 使わずに政党支部で保管していました

問⑱ 都議会自民党のパーティー券販売の中抜き、売上げを報告しないという行為について、再発防止を図る有効な手段についてお考えをお聞かせください。

回答 全て口座で管理し、専門家のチェックを受けて収支報告書を提出する

